# 神奈川県行政書士会報酬額統計調査規則

(目的)

**第 1 条** この規則は、神奈川県行政書士会会則第 6 4 条第 2 項に基づき、行政書士が業務に関し受ける報酬の額について統計を作成し、公表するための必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「報酬額」とは、行政書士の業務に関し受けた報酬をいう。

## (統計調査の対象・実施)

- **第3条**報酬に関する統計調査(以下「統計調査」という。)は神奈川県行政書士会(以下「本会」という。)が行う。
- 2 統計調査は5年毎に行い、調査を実施する年の1月1日から同年の12月31日までの期間に受領 した報酬額を対象とする。
- 3 統計調査は、調査実施年の1月1日現在の会員全てを対象とする。
- 4 統計調査は、実施年の1月に行い、同年3月末日までに統計を作成し、公表する。

## (統計調査の公表)

**第 4 条** 本会は、調査票の集計後、速やかに統計を作成し、「行政書士かながわ」及び本会が設置するインターネットホームページ等により公表するものとする。

#### (統計調査票の保存)

- 第 5 条 本会は、回収した調査票を、統計を公表した日から3年間保存しなければならない。 (目的外使用の禁止)
- 第6条 本会は、回収した統計調査票のデータを、第1条に規定する目的以外に使用してはならない。

# 附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

#### 附則

この規則は、平成24年5月17日から施行する。